

## 府中市立南保育所の民間移管に伴う設置運営事業候補者募集要項（案）

## 1 募集の趣旨

府中市（以下「市」という。）では多様化し、増加する保育・子育て支援に関する市民ニーズに対応するため、一部の市立保育所に民間活力の導入を行うこととし、平成26年度には市立南保育所を民設民営化（以下「民間移管」という。）の対象施設として決定・公表するに至っています。

今般、平成30年4月に予定する市立南保育所の民間移管に向けた具体的な取組に着手することに伴い、平成25年度に策定した「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を踏まえ、市に代わって保育所の運営・管理を引き継ぐ設置運営事業候補者（以下「事業候補者」という。）を募集します。

## 2 対象となる施設の概要

施設名称	府中市立南保育所（以下「南保育所」という。）
施設種別	認可保育所
所在地	府中市本町二丁目29番地の11
当初開設時期	昭和37年4月1日開設
認可定員	67名
対象年齢	0歳児（生後8週間経過後）から2歳児まで
施設詳細情報	別添「資料A1 府中市立南保育所施設情報詳細」参照

## 3 民間移管の予定日

平成30年4月1日（日曜日）

## 4 応募資格

## (1) 応募者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人とします。

ア 社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人であること。

イ 応募登録書の提出期日である平成28年8月5日時点で、東京都内において児童福祉法第35条第4項の規定により設置された保育所を6年以上良好に運営している実績があること。

ウ 別添「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」のほか、本公募要項に掲げる諸条件を厳守できること。

エ 対象施設の保育理念等を尊重し、現状の保育の質を維持・向上に積極的に努める姿勢があること。

## (2) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人（法人の役員が該当する場合を含む。）は、本募集に応募することができません。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 国税又は地方税を滞納している者
- エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）法第35条第5項第4号に掲げる事項に該当する者
- カ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第2項に規定する申請ができない者

#### 5 民間移管に伴う運営等の引継条件

本募集の応募に当たっては、別添「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」を満たした上で事業計画を策定するものとし、最終的に事業候補者として選定された場合には、民間移管に向けた準備期間はもとより、民間移管後においても自らが計画し、提案した事業計画を遵守してください。

#### 6 民間移管に伴う財産の引継方法

南保育所の財産は、保育所の運営の継続性を踏まえ、原則として次のとおり事業候補者に引き継ぐものとします。

土地	無償貸付
建物	現状有姿での無償譲渡
備品	無償譲渡
財産の引継条件等	別添「資料A3 府中市立南保育所の財産引継等の取扱方針」参照

#### (参考) 事業候補者選定に向けた応募・審査スケジュール（予定）

平成28年 ○月 ○日（○）	募集要項配布・公表開始
7月 2日（土）	応募者向け説明会（午前）・応募者向け施設見学会（午後）
8月 ○日（土）	応募者向け施設見学会（午後）
8月 5日（金）	応募登録書類提出期限（質問書の提出期限）
9月 9日（金）	設置運営事業候補者申込書類提出期限
11月上旬	第一次審査（書類審査）結果通知
11月上旬～中旬 （市が別に指定する日）	現に運営する保育所の実地調査（第一次審査通過者対象）
11月下旬 （市が別に指定する日）	応募事業者による事業計画説明・面接審査（第一次審査通過者対象）
平成29年 1月上旬～中旬	事業候補者選定（第二次審査）結果通知

#### 7 応募登録書類の提出

本募集への応募を希望する事業者は、下記9の「設置運営事業候補者申込書類の提出」を行

う前に、次のとおり応募登録書類の提出を行ってください。

(1) 提出期間

平成28年〇月〇〇日（〇曜日）（\*事務局注記：第2回選定委員会終了後）から平成28年8月5日（金曜日）まで ※土・日曜日除く

(2) 提出書類、提出部数その他留意事項等

別添「資料A4 応募登録書類の提出要領」参照

## 8 質疑及び回答

(1) 質疑者の資格

応募登録書類の提出を行なった事業者とします。

(2) 質疑の方法

「府中市立南保育所設置運営事業候補者募集に係る質問書（様式A i）」に必要事項及び質疑の内容を記入した上でFAX又は電子メールにより送付してください。なお、送付に当たっては確認のため、電話連絡も併せてお願いします。

(3) 受付期間及び送付先

ア 受付期間

平成28年〇月〇〇日（〇曜日）（\*事務局注記：第2回選定委員会終了後）から平成28年8月5日（金曜日）まで ※土・日曜日除く

イ 送付先

府中市子ども家庭部保育支援課支援計画係（担当）〇〇〇〇〇〇〇

【FAX】042-334-0810

【Eメール】hoiku05@city.fuchu.tokyo.jp

【電話】042-335-4490（直通）

(4) 回答の方法

上記(2)により応募登録者から頂いた質疑については平成28年8月中旬を目途に、原則として全ての応募登録者に回答する予定です。なお、当該回答の内容は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有するものとします。

## 9 設置運営事業候補者申込書類の提出

上記7の「応募登録書類の提出」を行った応募登録者は、次のとおり申込書類を提出してください。

なお、提出期限日以降の内容変更は受け付けませんのでご注意ください（ただし、市の指示によるものを除きます。）。

(1) 提出期間

平成28年8月29日（月曜日）から平成28年9月9日（金曜日）まで ※土・日曜日除く

(2) 提出書類、提出部数その他留意事項等

別添「資料A5 設置運営事業候補者申込書類の提出要領」参照

## 10 事業候補者の選定方法等

(1) 選定方法

事業候補者を適正に選定するため、学識経験者等で組織する「市立南保育所民間移管先法人候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、申込書類等に基づき、次の

とおり審査を行います。

第一次審査	書類審査
第二次審査	① 現に運営する保育所の実地調査 ② 事業計画のヒアリング・面接審査

(2) 審査基準等

事業候補者の選定に当たっては、選定委員会において定めた審査基準及び審査項目等に照らし総合的に判断することとします。

(3) 第一次審査結果

第一次審査後、選定委員会による審査結果の報告を受けた上で、市が第一次審査通過事業者を選定し、その結果を応募申込事業者に通知します。その際、第一次審査通過事業者には、第二次審査の日程を併せて通知する予定です。

なお、第二次審査は市が別に指定する者（理事長、理事、施設長・主任候補予定者など）の出席その他の対応を依頼することがあります。

(4) 第二次審査（最終選定）結果

第二次審査後、選定委員会による審査結果の報告を受けた上で、市が事業候補者を選定し、その結果を事業者に通知します。なお、選定委員会による審査の結果、事業候補者を選定しないこともあります。

(5) 事業候補内定者の公表

市ホームページにおいて、応募状況のほか、事業候補者として選定・決定した事業者の名称、その提案の概要を公表します。

(6) 協定の締結

市は選定・決定した事業候補者と細目協議を行い、協議成立後に「府中市立南保育所民間移管協定書（仮称）」の締結する予定です。

(参考) 事業候補者選定後のスケジュール（予定）

平成29年 1月下旬	打合せ（市及び事業候補者）
2月上旬	府中市立南保育所民間移管協定書（仮称）の締結
2月中旬	事業候補者紹介（在所児童及び新入所予定児童対象）
3月中旬	事業候補者紹介（新入所予定児童対象）
4月1日（土）	引継ぎの開始
平成30年 1月1日（月）	合同保育の開始
3月中旬～下旬	府中市立保育所民間移管に係る保育所運営に関する覚書（仮称）の締結
4月1日（日）	事業（候補）者による運営開始

11 引継ぎ・合同保育

(1) 引継ぎ・合同保育に向けた準備

事業候補者として決定後、事業候補者は南保育所の事前視察等を通じて、現在の南保育所の運営状況等の把握に努め、事前引継ぎに向けた準備を進めてください。

(2) 引継ぎ・合同保育の実施

平成29年4月1日から引継ぎ・合同保育を別添「資料A6 引継ぎ・合同保育の実施」により実施することとします。

12 三者協議会

事業候補者として決定後から当面の間（民間移管の日の前日に在所していた全ての児童が退所するまで）において、対象施設の保護者の代表、市及び事業者から組織した三者協議会を設置し、保育内容の継続性の確認、新たな特別保育事業の実施その他の民間移管に伴う諸事項を協議します。

13 覚書の締結

民間移管に当たり、平成30年3月を目途に「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」のほか、三者協議会において合意した内容の履行を確実なものとするため、市と事業候補者において覚書の締結を予定しています。

14 その他留意事項

(1) 募集に係る事業者向け説明会

事業者向けの説明会を別添「資料A7 府中市立南保育所の民間移管に伴う設置運営事業候補者募集に係る事業者説明会及び現地見学会の開催案内」のとおり実施します。

(2) 応募に係る費用の負担

本募集への応募に係る全ての経費は、応募事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類については、府中市情報公開条例に基づき、当該条例に係る非開示情報を除いて公開の対象となります。

また、応募事業者の提出する書類の著作権は、応募事業者に帰属しますが、選定に必要な場合など、その他市が必要と認めるときは、市は、申請書類の全部又は一部を無償で複製できるものとします。

(4) 虚偽の記載をした場合等の取扱い

市は、提出書類に虚偽の記載があった場合、公平な審査に影響を与える行為があった場合、また、本要項に違反すると認められる場合は、当該応募事業者を失格とします。

(5) 申請の辞退

応募事業者は、応募登録書類又は申込書類を提出した後に当該応募を辞退する場合は、速やかにその旨を書面により申し出てください。

(6) その他留意事項

ア 民間移管に関連する事業等に係る予算の執行及び条例の改正のほか、建物の譲渡に当たっては、市議会の議決が必要となります。本要項に示した各種スケジュールや関連事業については、予算等の必要な事項が市議会において承認されることを前提としているため、必要となる市議会の議決が得られない場合は、当該民間移管に係る事務・事業を停止することがあります。

イ 市が必要と認める場合は、応募事業者等への追加書類提出等の依頼・ヒアリングのほか、関連施設の調査及び関係機関への照会を行うことがあります。